

		保証・融資・支援策	保証枠・融資限度額	借換活用	担保	貸付期間	最長据置期間	売上減少要件	利下げ内容	利下げ限度	利子等の補給・減免	補給期間	補給上限	
保証	民間金融機関 信用保証協会	セーフティネット保証4号 (100%保証)	SN保証枠2.8億円					前年同月比▲20%以上						
		セーフティネット保証5号 (80%保証)						前年同月比▲5%以上						
		危機関連保証						危機関連保証枠2.8億円						前年同月比▲15%以上
融資	民間金融機関 日本政策金融公庫	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証利用時の自治体制度融資 (実質無利子融資)	3000万円(第二次補正予算で4000万円に拡大)	可	無担保/経営者保証なし(条件あり)	10年	5年	個人: 売上前年同月▲5%以上 小中規模: 売上前年同月▲5%以上 小中規模: 売上前年同月▲15%以上	保証料ゼロ 当初3年金利ゼロ 保証料1/2 保証料ゼロ 当初3年金利ゼロ					
		セーフティネット貸付	中小事業7.2億円 国民事業4800万円				10年	3年	売上▲5%→今後の影響見込まれれば可					
		衛生環境激変対策特別貸付 (旅館、飲食、喫茶店)	通常と別枠1000万円 旅館業は別枠3000万円				7年	2年	売上前年又は前々年 同月比▲10%以上	振興計画認定組合組合員は▲0.9% (利下げ後1.01%)				
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小事業3億円→6億円 国民事業6000万円→8000万円 (二次補正予算で拡充予定)	可	無担保	15年 20年	5年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	当初3年金利▲0.9% (利下げ後中小事業0.21% 国民事業0.46%)	中小1億円→2億円 国民3000万円→4000万円※1 (二次補正予算で拡充予定)				
		新型コロナウイルス対策マル経 ※商工会議所の経営指導6ヶ月以上受講、従業員20人以下(商業サービス業は5人以下)	通常と別枠1000万円	可 (借換限度:中小事業3億円→6億円、国民事業6千万円→8000万円)※2(二次補正予算で拡充予定)	無担保	7年 10年	3年 4年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	当初3年金利▲0.9% (利下げ後0.31%)	3000万円※1	【特別利子補給制度】 個人:要件なし 小規模:売上▲15% 中小企業:売上▲20% ※従業員20名以下(卸・小売・サービスは5名以下)			中小事業1億円→2億円 国民事業3000万円→4000万円 商工中金危機対応融資1億円→2億円 (二次補正予算で拡充予定) (新規融資と既往債務借換の合計)
		生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	通常と別枠6000万円→8000万円 (二次補正予算で拡充予定)	可 (借換限度:中小事業3億円→6億円、国民事業6千万円→8000万円)※2(二次補正予算で拡充予定)	無担保	15年(振興計画認定組合組合員のみ) 20年	5年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	当初3年金利▲0.9% (利下げ後0.46%)	3000万円→4000万円※1 (二次補正予算で拡充予定)		当初3年		
		新型コロナウイルス対策衛経	通常と別枠1000万円				3年 4年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	当初3年金利▲0.9% (利下げ後0.31%)	3000万円※1				
		商工中金による危機対応融資	3億円→6億円(二次補正予算により拡充予定)	可 (借換限度3億円→6億円)※2(二次補正予算で拡充予定)	無担保	15年 20年	5年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	当初3年金利▲0.9% (利下げ後0.21%)	1億円→2億円 (二次補正予算で拡充予定)				
		中小機盤整備企業	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	2000万円 (納付済掛金総額の7~9割の範囲内)		無担保 無保証	500万円以下4年 505万円以上6年	1年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上の小規模企業共済貸付資格者	無利子		延滞利子の免除	1年間	
		策日本投資政	DBJ・商工中金による危機対応融資	応相談			15年 20年	5年	売上前年又は前々年 同月比▲5%以上	中堅企業向け>当初3年間▲0.5%(二次補正予算で拡充予定)				
市町村社会福祉協議会	個人向け緊急小口資金等の特例	■緊急小口資金 学校等の休業、個人事業主の特例→20万円以内 その他の→10万円以内				2年	1年	休業等により収入の減少 一時的な生活維持	無利子					
		■総合支援資金(生活支援費) 二人以上月20万円以内 単身月15万円以内				10年	1年	収入の減少や失業により生活に困窮	無利子					
工公政 DBJ 中庫策 金・金 ・商融	資本性劣後ローン(二次補正予算で新設予定)	中小事業・商工中金7.2億円 国民事業7,200万円 (ともに別枠)				5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)※5年を超えれば期限前弁済可能								

※1 新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナ対策衛経の合計

※2 借換限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

支援策等		内容	要件
猶予等	生中 支小 会企 援協 業議 再	新型コロナ特例リスケジュール	費用負担なしで以下の支援を行う ・一括して既存債務の元金返済猶予要請 ・資金繰り計画策定における金融機関調整 ・資金繰りの継続サポート
	基中 機盤小 構整企 備業	小規模企業共済掛け金納付期限の延長等	・掛金の納付期限の延長 ・掛金月額額の減額
	税務署	納税猶予・納付期限の延長	・申告・納税期限の延長→延滞税・利子税なし ・納税の猶予 [一定の期間(1ヶ月以上)の収入前年比▲20%以上]無担保、延滞税なしで1年間納税猶予 [個別の事情がある場合]延滞税の全部又は一部免除、差押・換価猶予で1年間納税猶予 ～消毒作業で備品等を廃棄等した場合、納税者や家族が病気にかかった場合の治療費部分、休廃業時のその費用分、著しい損失を受けた場合のその額
給付金	持 続 化 給 付 事	持続化給付金	法人200万円 個人事業者100万円 (昨年の売上からの減少分を限度)
		家賃支援給付金(二次補正予算で新設予定)	《法人》 ・給付上限 100万円 ・給付額 月額家賃について75万円までは2/3給付、75万円超225万円の部分は1/3給付 ・支給額 給付額の6倍 《個人》 ・給付上限 50万円 ・給付額 月額家賃について37.5万円までは2/3給付、37.5万円超112.5万円の部分は1/3給付 ・支給額 給付額の6倍
補助金	中 小 機 構 生 産 性 革 命 推 進 事 業 室	生産性革命推進事業における特別枠の設置	■ものづくり・商業・サービス補助金・・・特別枠として中小補助率を2/3にUP ■持続化補助金・・・補助上限を100万円に増額、売上減少事業者は加点 ■IT導入補助金・・・特別枠として補助率を2/3UP、PC・タブレットのレンタル費用も対象、テレワーク導入には加点
			補助対象経費の1/6以上が、 ・サプライチェーン毀損への対応 ・非対面型ビジネスモデルへの転換 ・テレワーク環境の整備となっていること
助成金	都 道 府 県 労 働 局 ハ ロー	雇用調整助成金(休業手当等の助成)の特例措置	・適用期間:令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等 ・助成率:中小企業4/5、大企業2/3 [解雇等行わない場合]中小企業9/10、大企業3/4 [休業要請時100%休業手当支給or上限額以上の休業手当支給時]助成率100% [中小企業等が解雇せず60%超の休業手当支給時]60%超部分の助成率100% ・上限額:8,330円(教育訓練実施時中小企業2,400円、大企業1,800円加算) ・支給限度日数:1年間に100日の支給限度日数とは別枠 ・雇用保険被保険者でない労働者も対象
	学 校 等 休 業 助 成 金 セ ン タ ー	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	就業できなかった日について1日あたり4,100円(定額)
	テ レ ワ ー ク 相 談 セ ン タ ー	働き方改革推進支援助成金	■新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース テレワーク用通信機器の導入、運用等に対して上限100万円、補助率1/2 ■職場意識改善特例コース 就業規則等の整備、労務管理用機器の導入などに上限50万円、補助率3/4(30名以下かつ設備経費30万円超の場合4/5)
			・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図ったこと ・売上前年又は前々年 同月比▲5%以上
			・臨時休業開始前の業務委託契約等に基づく報酬がある個人 ・業務場所や日時の指定があること ・報酬が時間や日数、作業量をもとに計算されること
			助成対象の取り組みを行う テレワーク労働者1名以上
			実施期間中に特別休暇の規程を整備すること

相談対応	商 所 工 等 会	経営相談窓口の開設	・よろず支援拠点紹介など
	ろ各 拠ず地 点支の 援よ	専門家による経営アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・無料専門家派遣 ・電話、オンラインによる専門家無料相談対応 ・テレワークやEC活用についてのIT専門家助言(準備中)